

# 精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築に向けた協議会の 活用について(行政の取り組み)

H29.2.16

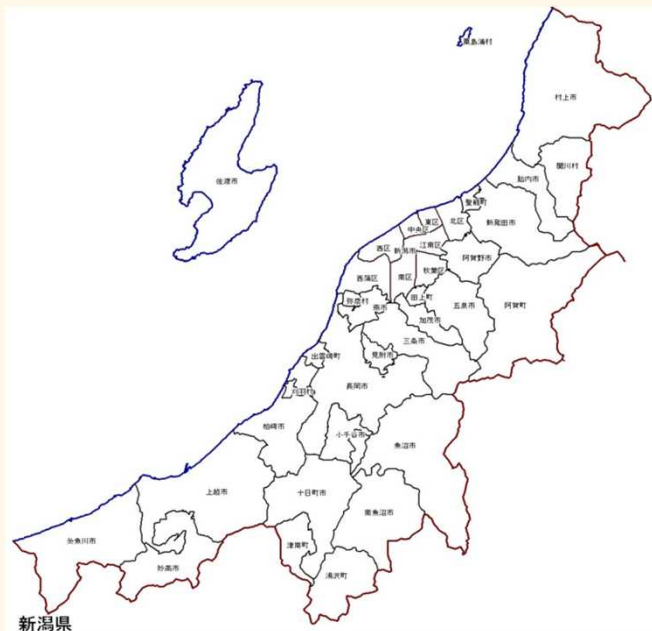
平成28年度第2回精神障害者の地域移行担当者等会議

新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部

島田 知子

## 1 県又は政令市の基礎情報

## 新潟県



## 取組内容

- 新潟県障害者地域生活支援センター事業の実施  
アドバイザーの配置
- 圏域ごとの連絡調整会議（地域移行支援部会）において地域課題への対応や体制整備を協議

## 基本情報

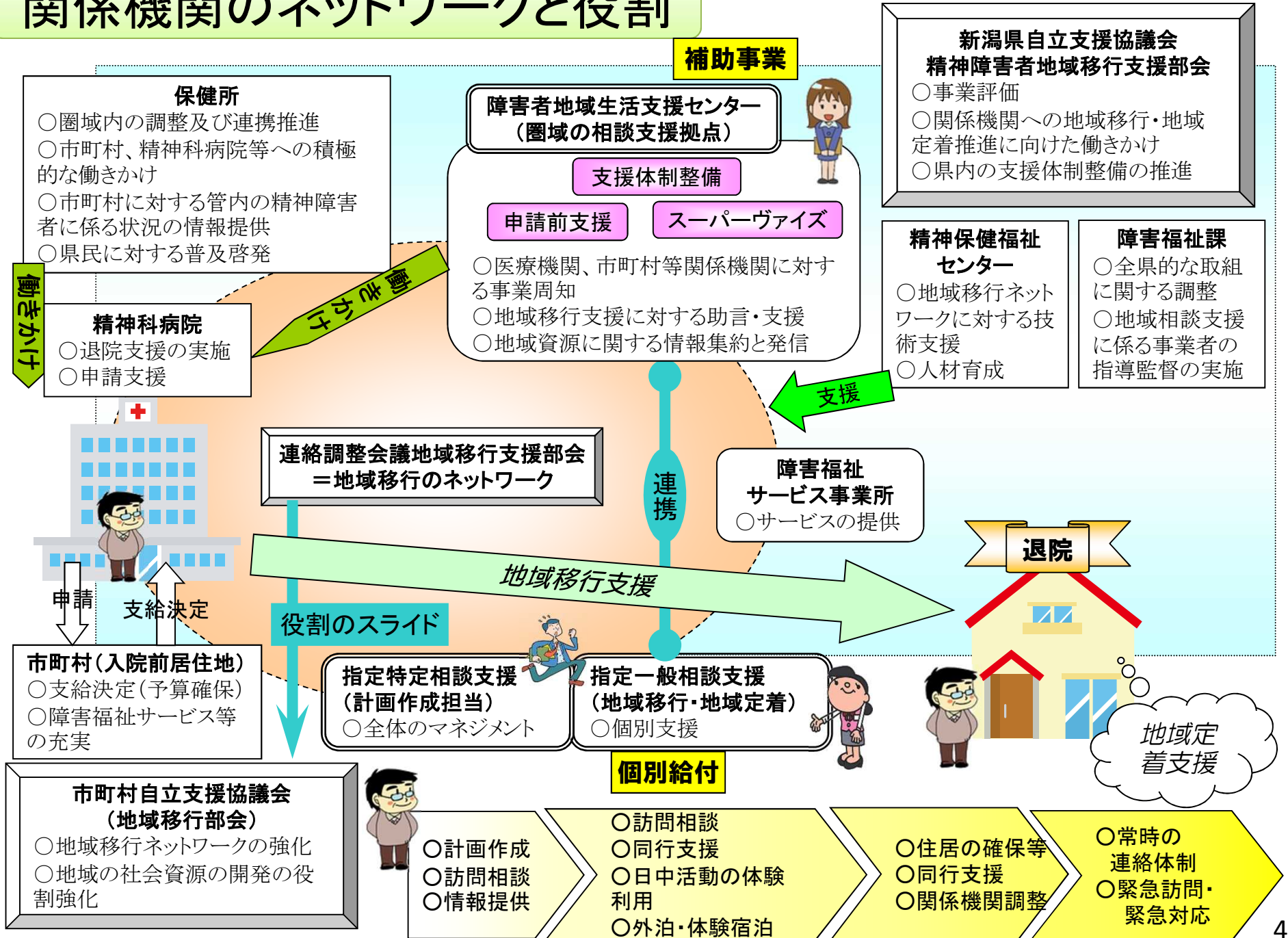
障害保健福祉圏域数（H29年1月末）	7カ所（政令市除く）		
市町村数（H29年1月末）	30市町村		
人口（H28年12月1日）	2,283,993人		
精神科病院の数（H29年1月末）	30病院		
精神科病床数（H28年4月1日）	6,637床		
入院精神障害者数 （H27年6月末）	3か月未満：1056人（18.2%）		
	3か月以上1年未満：885人（15.3%）		
	1年以上：3856人（66.5%）		
	うち65歳未満：1584人		
	うち65歳以上：2272人		
退院率（H27年6月末）	入院後3か月時点：51.6%		
	入院後6か月時点：77.8%		
	入院後1年時点：87.2%		
相談支援事業所数（H28年4月1日）	基幹相談支援センター：9		
	一般相談事業所数：69		
	特定相談事業所数：139		
障害福祉サービスの利用状況 （H28年12月）	地域移行支援サービス：18人		
	地域定着支援サービス：63人		
保健所（H28年1月末）	13カ所		
（自立支援）協議会の開催頻度 （H27年度）	2回/年		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の有無と数	都道府県	有	1カ所
	障害保健福祉圏域	有	7カ所
	市町村	有	29カ所
精神保健福祉審議会（H28年12月末）	1回/年、委員数19人		

※H28年12月時点



# 1. 精神障害者の地域移行支援に関する会議の有機的なつながり

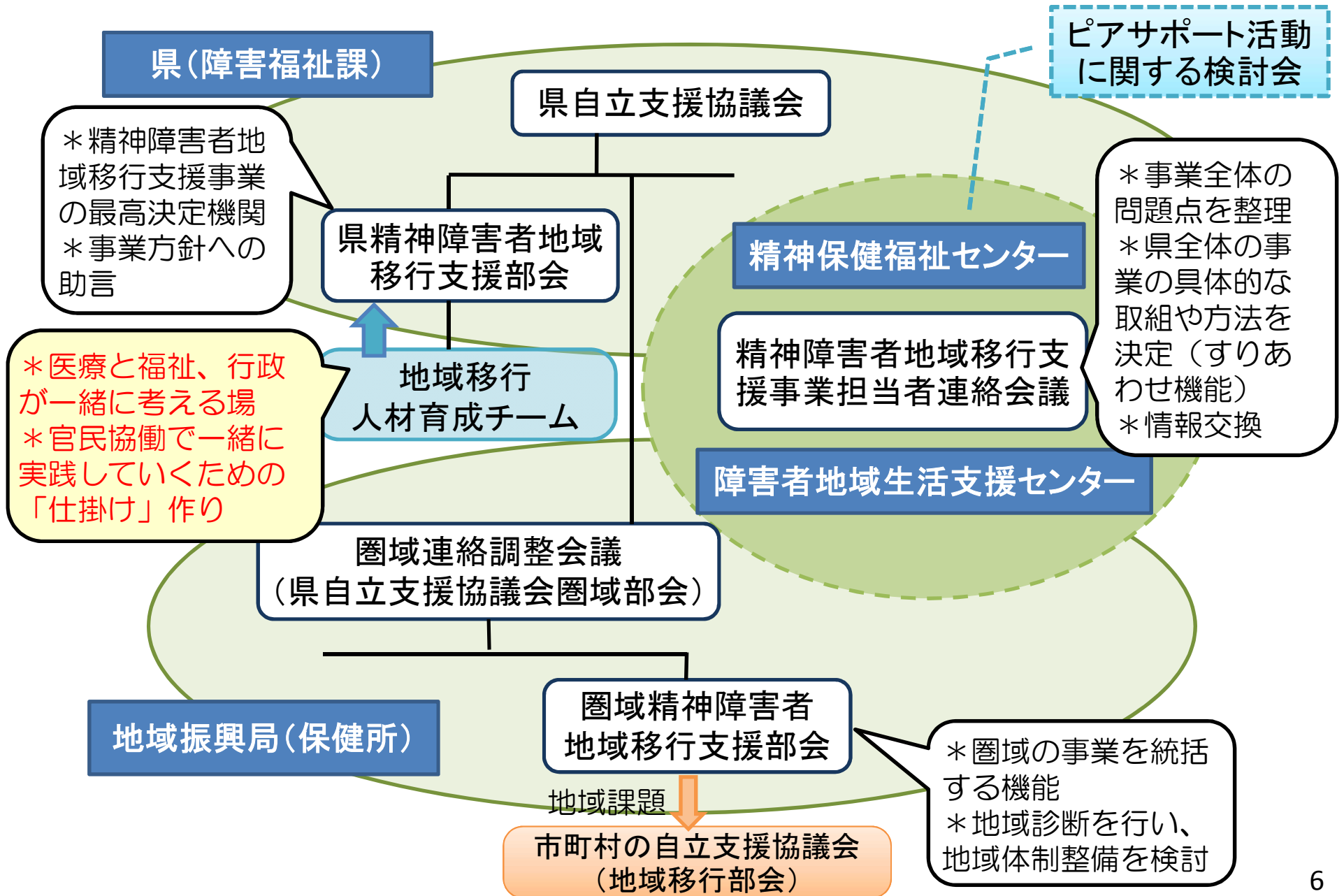
# 関係機関のネットワークと役割



# 精神障害者地域移行・地域定着支援事業関係会議

会議名〔回数〕	事務局	構成機関
新潟県自立支援協議会 精神障害者地域移行支 援部会〔年2回〕	障害福祉課 (精神保健福 祉センター)	家族会、委託先事業所、精神科病院協会、精 神科看護協会、作業療法士会、精神保健福祉 士協会、臨床心理士会、精神障害者社会福祉 施設協議会、市町村、保健所 オブザーバー;政令市、生活保護担当課
地域移行人材育成チーム * 全体会〔年2回〕 * 準備会〔年4回〕	障害福祉課 精神保健福祉 センター	精神科病院協会、作業療法士会、精神科看護 協会、精神保健福祉士協会、臨床心理士会、 精神障害者社会福祉施設協議会、相談支援専 門員協会、委託先事業所、保健所
圏域連絡調整会議 精神障害者地域移行支 援部会〔年1～3回〕	保健所	精神科病院、相談支援事業所、障害福祉サー ビス事業所、市町村、精神保健福祉センター他 (他;クリニック、家族会、生活保護担当)
精神障害者地域移行支 援事業担当者連絡会議 〔年2回〕	精神保健福祉 センター	保健所、委託先事業所(圏域障害者地域生活 支援センター)、障害福祉課
ピアサポート活動に関す る検討会〔年3回〕	精神保健福祉 センター	当事者、医療・保健・福祉関係機関の専門職、 家族他

# 地域移行支援事業に係る会議のイメージ



# 新潟県地域移行支援部会の変遷

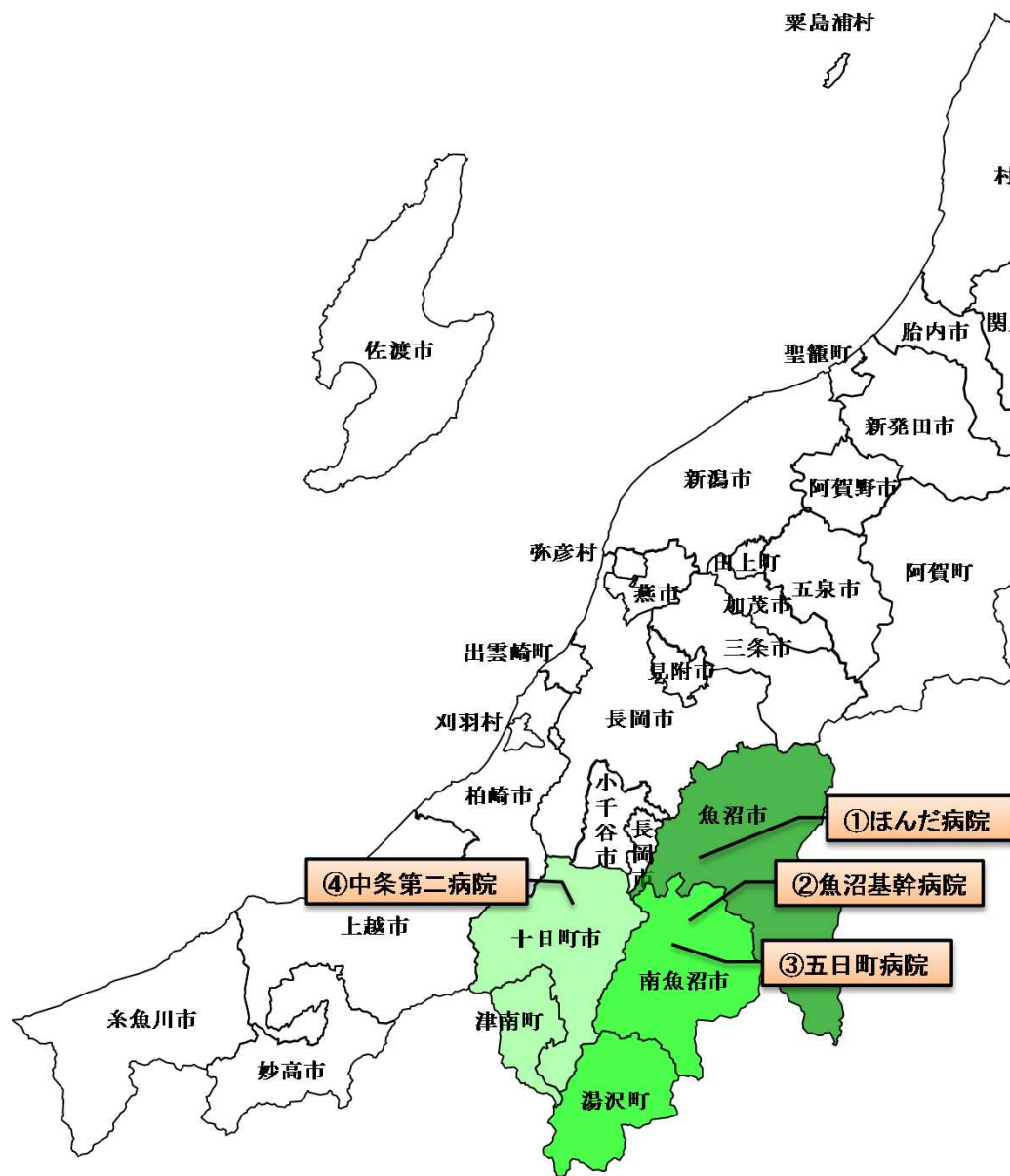
時期	内容
H19年度～	精神障害者退院促進部会準備会を開催。 準備会参集メンバー…精神科病院協会2、日本精神科看護協会新潟県支部、精神保健福祉士協会、精神障害者社会福祉施設協議会、精神障害者家族会連合会、市町村、委託先事業所2、保健所、生活保護担当課事務局…精神保健福祉センター、県障害福祉課 <b>障害保健福祉圏域ごとに保健所等が事務局となって、圏域精神障害者退院促進支援部会を開催。</b>
H20年度～	精神障害者退院促進部会が正式に立ち上がり、年2回開催する。 発足メンバー…精神科病院協会2、日本精神科看護協会新潟県支部、精神保健福祉士協会、精神障害者社会福祉施設協議会、精神障害者家族会連合会、市町村、委託先事業所2、保健所 関係機関…精神保健福祉センター、生活保護担当課事務局…県障害福祉課
H21年度～	オブザーバーとして、政令市が参画。
H24年度～	正式メンバーとして、作業療法士会が参画。 部会の設置要綱で精神保健福祉センターの位置づけを明記にする。
H27年度～	正式メンバーとして、臨床心理士会が参画。 地域移行人材育成チームを部会の下部組織として位置づける。



## 2. 魚沼圏域の精神障害者の 地域移行支援に関する協議の場



# 魚沼圏域の基礎情報

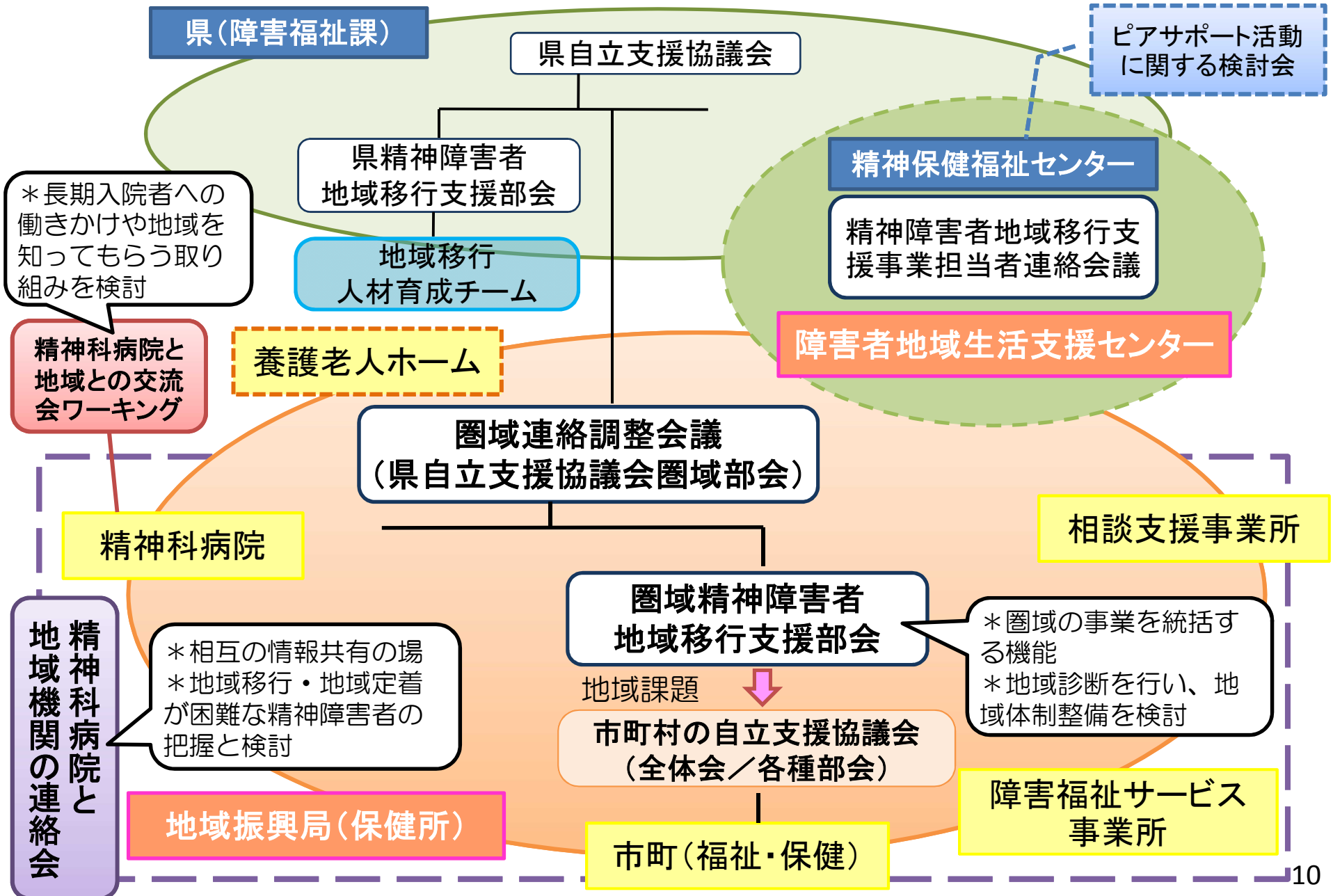


## <圏域の特性>


- 3市2町で構成される中山間地域
- 面積は2,649.2km<sup>2</sup>で県全体の約21%を締め、7圏域の中で最大
- 人口は168,971人と県全体の約7%で、圏域内の比較的人口の多い地域に社会資源が集中している傾向にある。
- 魚沼産コシヒカリの産地であるとともに、圏域全体が日本有数の豪雪地帯。
- 圏域内に特色の異なる4つの精神科病院がある。また、魚沼基幹病院を核とした医療再編に取り組んでいる。

市町村名	人口 H27.10.1	精神手帳 所持者	病床数 H28.11
魚沼市	37,370	346	①100
南魚沼市	58,588	535	② 50
湯沢町	8,047	64	③208
十日町市	54,932	481	④180
津南町	10,034	71	
計	168,971	1,497	538

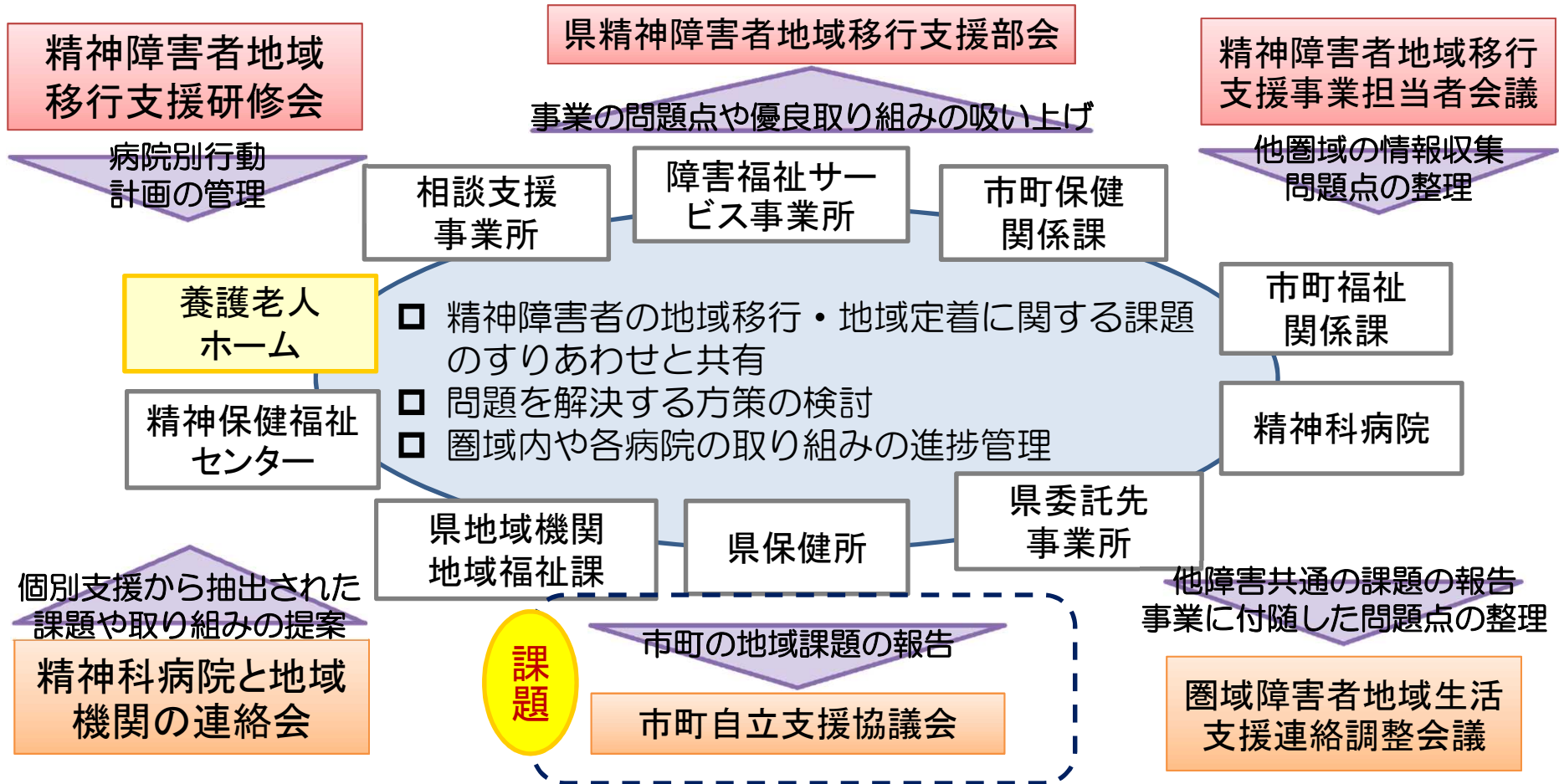
# 魚沼圏域の地域移行支援事業に係る協議の場



# 魚沼圏域の精神障害者地域移行・地域定着支援に関係する協議の場

会議名	事務局	開催頻度	構成機関
<b>圏域連絡調整会議 精神障害者地域移行支援部会</b>	保健所	年2回	精神科病院(4)、相談支援事業所(10)、障害福祉サービス事業所(16)、市町(5市町9課)、精神保健福祉センター他(養護老人ホーム)
市町自立支援協議会 Ex.南魚沼市・湯沢町 自立支援協議会 ・全体会 ・権利擁護部会	市町 市町委託先 相談支援事業所	Ex.全体会 年2回 部会 年4回	Ex.医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、県地域機関(福祉／保健所)、総合支援学校
<b>精神科病院と地域 機関の連絡会</b> 	保健所 精神科病院	年2～6回	精神科病院、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、市町他 (他;警察、障害者支援施設、子ども・若者育成支援センター、児童相談所、地域包括支援センター)
精神科病院と地域との交流会及びワーキング	保健所 県委託先圏域センター	年5, 6回	精神科病院、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所 ※ワーキングには若手職員が参画。

# 魚沼圏域地域移行支援部会の役割



- \* 精神障害者の地域移行に携わる者が各々の立場（地域／所属／職種）で現状を評価し、**多面的に把握**できる。
- \* **明日からできる取り組みのヒント**をもらえる。
- \* GWや事例検討を通して関係者の支援技術の向上につながる。

# 【課題】高齢長期入院精神障害者の支援について

## 精神科病院と地域機関の連絡会 圏域地域移行支援部会

複数の病院から「高齢長期入院精神障害者の地域移行」が課題としてあがる

## 精神障害者地域移行支援事業 担当者連絡会議

・「高齢部門との連携」を考慮するために精神科病院の実態を把握する予備調査を実施  
・圏域の先行的な取り組みの情報共有

## 県精神障害者地域移行支援部会

・予備調査の報告を受け、必要な情報収集と報告を依頼→精神科病院と高齢福祉施設を対象としたモデル調査を実施  
・全県で精神科病院や高齢福祉施設を対象とした調査実施の提案→担当者会議で調査対象や方法を検討し、事務局が調査実施を諮る  
・「高齢部門との連携」の方策を検討

## 養護老人ホームと障害福祉関係者が顔の見える関係に

### 方策案

- 精神科病院と地域機関の連絡会に養護老人ホームに参加してもらう
- 精神障害関係の既存の研修をお知らせする
- 養護老人ホームに地域の支援者が訪問し、出前講座を開催する
- 入所後、一定期間を決めてケア会議の開催をルール化する 等



## 圏域地域移行支援部会

・養護老人ホームの調査を圏域部会で報告→精神障害者の入所も多く、対応に苦慮  
・圏域部会に養護老人ホームの相談員に出席してもらい、どんな連携の方策があるか地域ごとに検討

## 精神障害者地域移行支援事業 担当者連絡会議

・調査の実施方法について協議し、養護老人ホームを対象とした調査を全県で実施  
・高齢部門との連携について、「精神科病院と地域機関の連絡会」の活用方法を事務局より提案・検討

# 魚沼圏域地域移行支援部会の成果

- 地域移行・定着支援研修で立案した行動計画に基づき、各病院で地域移行支援に関する取り組みの促進（入院患者や病院職員を対象とした社会資源見学会、精神科病院と地域との交流会 等）
- 養護老人ホームとの連携体制の構築に向けた足がかり
- 精神科病院入院患者調査から60歳未満の病院内のケースの掘り起こし

## <H28年度第1回部会>

1. H28年度地域移行・地域定着支援事業計画について
2. 長期精神科病院入院患者の実態調査（案）
3. 精神障害者の地域移行支援に関する国の動向
4. 事例検討「H27年度第2回部会で検討したケースの進捗状況及び今後の支援について」

## <H28年度第2回部会>

1. H28年度地域移行・定着支援事業の実施状況について
2. 地域移行・定着支援研修で立案した行動計画の進捗状況
3. 精神科病院入院患者調査について
4. 高齢精神障害者における養護老人ホームとの連携について

# 平成25年度からの重点的な取り組み

- **新たな長期入院者を生まない取組**として、精神科病院と地域の障害保健福祉関係機関が相互の理解を深めるための連絡会を実施
- **精神保健福祉法の改正**が後押し(精神科病院管理者に退院促進のための体制整備を義務づけ)

H25年度は各病院1回、H26年度からは定期開催を目標とする。

## 「精神科病院と地域機関の連絡会」

〔実施主体〕 精神科病院を所管している保健所

〔構成機関〕 精神科病院、保健所、圏域障害者地域生活支援センター、相談支援事業所、市町村、障害福祉サービス事業所等

### 精神科病院

#### 退院促進のための体制整備

- 地域の情報収集
- **地域移行・地域定着が困難な入院患者の支援策の検討と実施**
- 地域の支援者が出入りする風土作り

情報共有  
連携・協働

### 地域機関

#### 地域で支える力と支援体制の充実

- 地域の障害保健福祉関係情報の提供
- 在宅精神障害者の支援に関する相談
- 地域移行又は地域定着が困難な精神障害者の状況把握

相互の情報を共有し、協働して精神障害者の支援を行う土壌作り

新たな長期入院者を生まない社会の実現

# 精神科病院と地域機関の連絡会イメージ

## <協働を検討するケース>

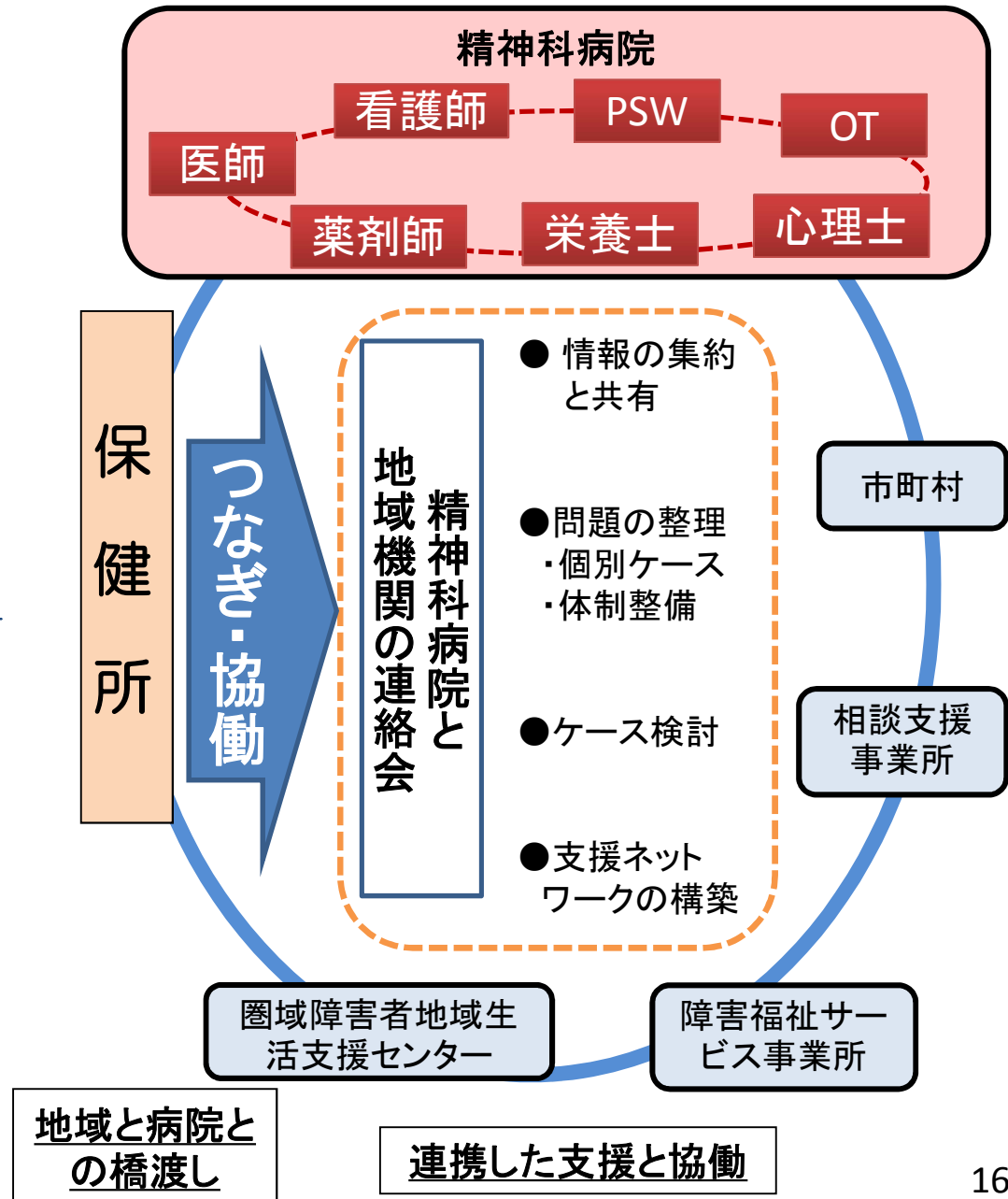
**措置入院者**  
退院後の環境調整が重要な者

**医療保護入院者**  
保健所が定期病状報告により長期入院への移行が把握できる者

**長期入院となっている任意入院者**  
退院を希望するまでに地域からの働きかけが必要な者

**地域の支援機関が受診援助や医療継続支援を行っている者**  
精神科病院と地域の支援機関の連携・協働が必要な者

**地域生活への移行及び地域定着支援が必要と認められる者**  
精神科病院だけでは退院支援が困難な者





# 圏域における多職種連携の方向性

## これまでの取り組みから

- 外部で開催される会議に精神科病院から複数職種が参加するのは難しく、精神保健福祉士のみでの参加になってしまう。
- 研修等に複数職種での参加をお願いする場合、勤務調整の都合から遅くとも2ヵ月前には日時を知らせることが大事。
- 精神科病院を会場にすることで、医師、看護師、作業療法士、臨床心理士、薬剤師等の多職種に参加してもらいやすくなる。

	目的・特徴	長所	短所
地域移行支援部会 圏域精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 精神障害者の地域移行及び地域定着支援に関する取り組みと課題と協議する場。</li> <li>• 行政、保健、医療、福祉の関係者が一堂に会する。</li> <li>• 圏域部会で決めたことを保健所管轄の地域に事業展開していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 圏域内の関係者が一同に会し、情報交換が盛んである。</li> <li>• 行政、保健、医療、福祉等の立場の異なる関係者の考えを知ることができる。</li> <li>• 圏域の状況を知ることによって、自分の地域課題が見えてきやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 30～40人の参加人数となり、会議の運営に工夫が必要。</li> <li>• 参加機関に共通する議題やテーマの選択が難しい。</li> <li>• 多職種の参加にならない。</li> </ul>
精神科病院と地域機関の連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 精神科病院ごとに、地域の行政、保健、福祉等の関係者が出向き、院内で開催している。</li> <li>• 精神科病院と地域が相互に情報を共有し、協働して精神障害者の支援を行う場。</li> <li>• 病院内の多職種が参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 多職種が参加しやすい。</li> <li>• 病院の課題に合わせた内容（学習会、事例検討、情報交換）にカスタマイズできる。</li> <li>• 地域の支援者が病院内に入りやすい環境づくりにつながる。</li> <li>• 医師に直接アクセスできる機会の確保につながっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 病院長をはじめとした上層部の理解がないと開催ができない。</li> <li>• 他病院での取り組みが波及しづらい。</li> <li>• 管内の複数の精神科病院がある場合は、事務局である保健所の負担が大きい。</li> </ul>

# まとめ～圏域部会における今後の展望と課題～

## 部会の効果

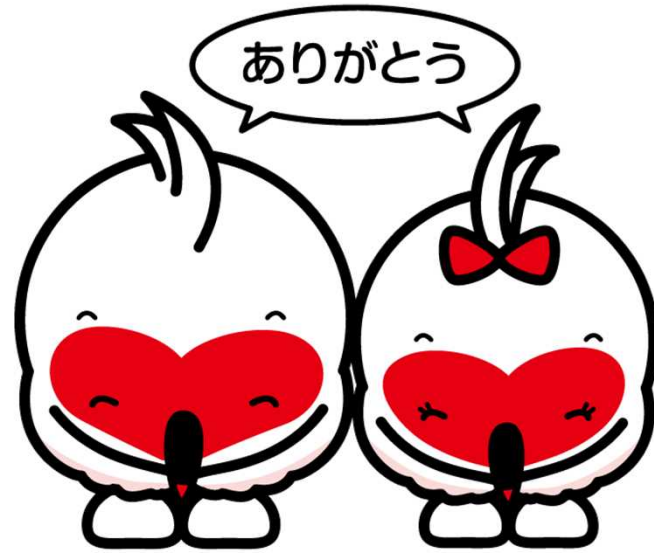
- 圏域内の社会的入院者の問題や精神障害者の地域移行・地域定着支援に限定して協議・検討する場であり、各機関が実働部隊でもある。
- 精神障害者支援の関係機関が一同に会して、互いの立場や考えを知ることができる。
- 参加者全てが精神障害者の地域移行に関する協力者兼助言者であるので、各自の抱えている課題のヒントを得やすい。
- 新たな課題に即応できるフットワークのよさがある。

## 今後の課題

- 圏域部会や精神科病院と地域機関の連絡会と市町村協議会のつながりの強化。→取り組みから見えてきた課題を市町村協議会の場で積極的に発信していく。
- 地域移行支援の具体的な戦略に基づいた目標値の設定と進捗管理。
- ピアサポーターの養成等、ピアサポート活動の推進と連携。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域

関係機関の役割		
市町村ごとの 保健・医療・ 福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	【南魚沼市・湯沢町の場合】 南魚沼市・湯沢町自立支援協議会権利擁護部会（H27年度まで相談支援部会）／全体会（総合支援法第89条の3）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解促進普及啓発研修（権利擁護キャンペーン）について</li> <li>人材育成キャリアパスについて</li> <li>地域移行について</li> <li>権利擁護関係について（虐待・後見等）</li> </ul>
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成キャリアパスの作成とそれに伴う学びの場の創設</li> </ul>
障害保健福祉 圏域ごとの保 健・医療・福 祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	【魚沼圏域の場合】 魚沼圏域障害者地域生活支援連絡調整会議精神障害者地域移行・定着支援部会（新潟県精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱及び魚沼圏域障害者地域生活支援連絡調整会議設置要綱）
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域内の事業目標や地域移行・定着支援事業計画及び実施状況</li> <li>精神科病院入院患者調査について</li> <li>事例検討</li> </ul>
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科病院を対象とした社会資源見学会の開催</li> <li>精神科病院と地域との交流事業</li> <li>圏域内の精神科病院に対して、入院患者調査を実施</li> </ul>
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	新潟県自立支援協議会議精神障害者地域移行・地域定着支援部会(総合支援法第89条3)
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害のある人の地域移行等に係る施策を推進するための検討</li> <li>高齢部門との連携に係る現状把握と検討</li> </ul>
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成チームの設置</li> <li>精神科病院と地域機関との連絡会の開催</li> <li>養護老人ホームへの聞き取り調査の実施</li> </ul>



御清聴ありがとうございました。